

延暦寺学園 奨学金制度等

本学園には、比叡山延暦寺が支援する奨学金制度や授業料軽減制度があります。詳しくは入試広報課にお問い合わせください。

1. 奨学金制度

- (1) 延暦寺特別奨学生…入学前に奨学生としての採用が決定します。

対 象	○Ⅰ・Ⅱ類専願受験者で、入学試験で特に優秀な成績で合格して入学した者。該当者には、合格通知書にその旨を記載し、お知らせします。 ○Ⅲ類専願受験者で、入学試験に合格して入学した者。
給付額	A：授業料保護者負担分の全額 B：授業料保護者負担分の半額

- (2) 延暦寺特待生…入学後の学校生活の様子で奨学生としての採用が決定します。

対 象	他の生徒の範となり、前年度の学年成績が特に優秀で選考基準を超え、かつ担任が推薦した者。 「延暦寺学園内部進学特待生」(対象は比叡山中学生)を含む。
給付額	授業料保護者負担分の半額

- (3) 延暦寺体育特待生…入学前に奨学生としての採用が決定します。

対 象	「部活動予備選考制度」の有資格者で本校部活動顧問から体育特待生として推薦を受け、入学試験に合格して入学した者。なお、硬式野球部は5名以内、他のクラブについては若干名とする。
給付額	A：授業料保護者負担分の全額 B：授業料保護者負担分の全額未満

- (4) 延暦寺特別給費生

対 象	在学中に、経済的事情により学資支弁困難となった家庭の生徒で、他の生徒の範となる者。
給付額	授業料保護者負担分の半額

※いずれの奨学金も、本校生徒としての本分を逸脱した場合、または年度を通じて学業成績が著しく低下した場合は、その資格を失います。

(3)においては、部活動を退部や休部した場合も資格を失います。

2. 授業料軽減制度

- (1) 併願受験での入学者授業料保護者負担分軽減制度

対 象	併願受験者で、優秀な成績で入学試験に合格し、平成30年2月19日(月)までに入学を誓約した者。該当者には、合格通知書にその旨を記載し、お知らせします。
軽減額	授業料保護者負担分の全額

- (2) 兄弟姉妹授業料保護者負担分軽減制度

対 象	本学園(幼稚園・中学校・高等学校)に同時に兄弟姉妹が在学(園)する者。在学中の兄弟姉妹ともに適用します。
軽減額	授業料保護者負担分の15%(中学校は10% 幼稚園保育料は10%) ※幼稚園は在園期間中、中学校・高等学校は卒業まで軽減します。

- 「授業料保護者負担分」とは、学費および諸費のうちの「授業料」のみを指します。ただし、「就学支援金」「特別修学補助金」対象者については、「授業料」から「それらの相当額」を差し引いた額となります。(→P.3)
- 「授業料保護者負担分」が確定するのは年度途中になります。そのため、「奨学金制度」および「授業料軽減制度」対象者においても、学費および諸費は一旦全額納入していただき、2月頃を目処に給付額・軽減額を支給させていただきます。ご了承ください。